

納税者支援調整官

を使いこなそう



「納税者支援調整官」という言葉を耳にしたことはありますか。国税庁が2001（平成13）年7月に新たにつくった納税者救済を専門に担当する部署です。納税者支援調整官は、税務全般について、納税者の不平・不満などの苦情を聴いて対処してくれます。

あなたが、税務調査を受け、担当者の対応が悪く、ハラスメントだと感じたとします。この場合、あなたは、納税者支援調整官のところに駆け込んで、直接苦情を言って回答をもらうことができます。嫌な思いをしたときにはがまんしないで、どしどし活用しましょう。

あなたは、納税者支援調整官をどのように使いこなしたらよいのでしょうか。TCフォーラムがわかりやすく説明します。

国税庁のホームページには、次のように書いてあります。

■納税者支援調整官を設置している国税局・税務署のご案内

国税庁、国税局又は税務署に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の応対や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談などが寄せられることがあります。このような納税者のさまざまな苦情等に正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るために不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な

対応を図っています。

平成13年7月からは、納税者支援調整官を以下の国税局のほか、主要税務署に派遣配置し、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど、適切に対応しています。

なお、納税者支援調整官は国税局(沖縄国税事務所)及び税務署に設置されています。

納税者支援調整官をどう使いこなすのか

①あなたは、国税庁、国税局や税務署の事務、たとえば職員の対応や税務調査のやり方その他税務一般に関する苦情を申し出ることができます。

※「苦情」とは、納税者等から寄せられた国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む）や税務署の事務その他税務一般に関する不平・不満をいいます。

なお、具体的な苦情は発生していないものの、今後発生する可能性が高いものについても含

まれるとしています。（事務運営指針の用語の定義より）

※納税者「等」には、納税者本人のほか、「その取引先、代理人である税理士などの関係者」が含まれます。

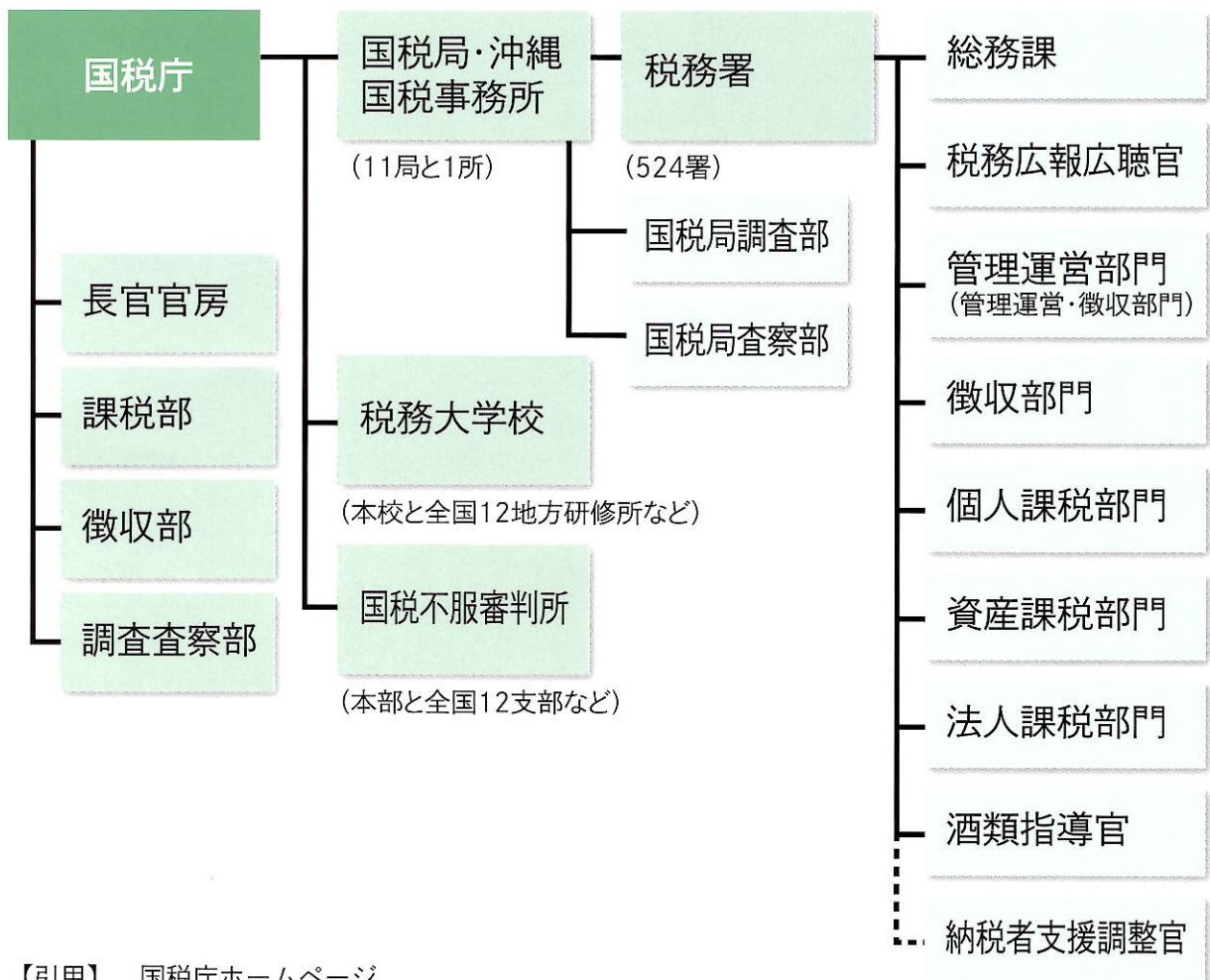
②あなたは、納税者支援調整官に対して、①電話、②書面の郵送、③直接の面談により苦情の申出をすることができます。そして、回答をもらうことができます。

納税者支援調整官はどこにいるのか

納税者支援調整官は、全国の国税局・沖縄国税事務所や税務署に71人配置されています。
あなたは、全国に524ある最寄りの税務署か

国税局で、納税者支援調整官とコンタクトできます（次ページ表1）。

国税庁の組織図と納税者支援調整官の所在



【引用】 国税庁ホームページ

【表1】 納税者支援調整官の派遣先税務署及び配置人数

	定数	国税局 配置	税務署 派遣	派遣先税務署
札幌国税局	3	3	—	—
仙台国税局	7	1	6	青森、盛岡、仙台北、秋田南、山形、福島
関東信越国税局	9	3	6	宇都宮、川越、川口、所沢、新潟、長野
東京国税局	14	4	10	千葉東、松戸、麹町、芝、新宿、東京上野、渋谷、立川、横浜中、藤沢
金沢国税局	3	1	2	富山、福井
名古屋国税局	9	2	7	岐阜北、静岡、浜松西、熱田、豊橋、小牧、津
大阪国税局	10	2	8	大津、下京、堺、豊能、枚方、東大阪、姫路、西宮
広島国税局	6	2	4	松江、岡山東、福山、下関
高松国税局	3	1	2	松山、高知
福岡国税局	3	3	—	—
熊本国税局	3	1	2	大分、鹿児島
沖縄国税事務所	1	1	—	—
計	71	24	47	

あなたが神奈川県横浜市に住んでいるとします。この場合は、横浜中税務署に苦情の申出をすることになります。あなたが北海道内に住んでいるとします。この場合は、道内どこに住んでいても札幌国税局に苦情の申出をすることに

なります。

なお、納税者支援調整官が派遣配置されていない税務署の場合は、その税務署の総務課長に苦情の申出をすることもできます。

苦情申出を受け付ける税務署または国税局の住所や電話番号などの>Contact先を探す場合、

このパンフ12ページから14ページにある表を参照してください。

納税者支援調整官はどんな仕事をするのでしょうか

納税者支援調整官がどんな仕事をするのかは、国税庁長官が各国税局長と沖縄国税事務所長あて「納税者支援調整官の事務運営について」（事務運営指針）を見ればわかります。事務運営指針は、2001（平成13）年6月29日付で出ていて、2010（平成22）年6月15日付で一部改正されています。しかし、これらの指針は両

方とも一般に公開されていません。そこで、ここでは、情報公開法を使って開示を求め入手した改正後の指針により解説します。

まず、納税者支援調整官の任務について、次のように言っています。

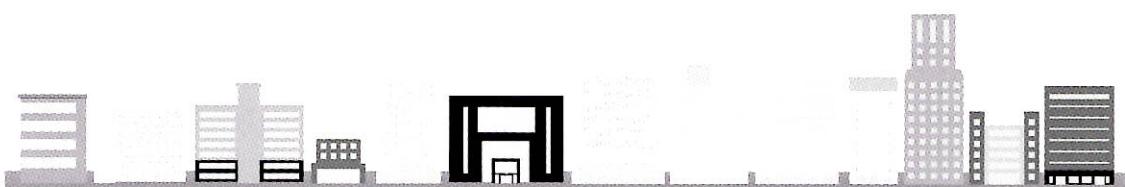
税務行政の運営にあたっては、申告納税制度が円滑に機能するよう、適正かつ公平な課税の実現に努め、納税者等の理解と信頼を得ることが基本である。

納税者支援調整官は、このような税務行政運営の基本的な考え方を踏まえ、苦情及

び困りごと（以下、「苦情等」という。）について、この事務運営指針に則り、納税者等の視点に立って迅速かつ的確に対応し、もって税務行政に対する納税者等の理解と信頼を確保することを任務とする。

わかりやすく言うと、「苦情及び困りごとについて、納税者等の視点に立って迅速かつ的確に対応してくれる」ということです。

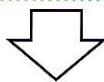
納税者等の苦情を受け付け、その処理に必要な仕事をする担当官です。



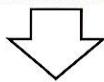
納税者支援調整官の具体的な仕事の流れ

☆納税者等から苦情の申出があったら、納税者支援調整官は☆

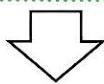
①納税者等から苦情等の内容を懇切かつ丁寧に聴取します。



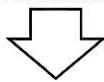
②聴取した内容に基づいて、速やかに担当者及びその上司である者（以下「管理者等」といいます）から事情を聴取するなど事実を確認します。



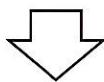
③確認した結果を納税者等へ迅速かつ正確に説明し、円滑な解決に努めます。



④ ③によっても苦情等の処理が完結しない場合には、管理者等との面会の機会の措置、その他対応の調整など必要な措置を講じます。



⑤ ①～④に掲げる事務処理に関して、局納税者支援調整官及び所管署（苦情等を申し出た納税者等を所管する署をいいます）の総務課長と綿密な調整を行うとともに、苦情等の解決の助言・指導等を行い、その処理が完結するまで常にフォローアップすることに努めます。



⑥派遣先署及び対象署以外の署又は局の所掌に関する苦情については、上記①の聴取を行い、迅速かつ的確に所管署の総務課長又は局納税者支援調整官に引き継ぐとともに、その旨を納税者等に連絡します。

なお、所管署に引き継いだ場合には、あわせてその署を担当する署派遣納税者支援調整官にその旨を連絡します。

このように、納税者支援調整官は、まず、あなたの苦情の申出を、懇切かつ丁寧に聴取、つまり聞いてくれるということです。

そして、あなたからの苦情等の内容について、速やかに直接、担当者やその上司から事情を聴いて事実確認をするとしています。これによっ

て、担当者やその上司にあなたから苦情の申出があることが伝わり、一定の効果が得られるのではないかでしょうか。

■ 苦情等の申出があってから、原則3日以内に処理

納税者支援調整官は、苦情等の申出があった日の翌日から起算して、原則として3日以内（祝日、休日等を除きます）にあなたの苦情を処理するよう、迅速な対応に努めることになっています。

※3日以内の処理が困難な場合は、当面の処理を決定の上、あなたに対し速やかに連絡することになっています。

■ 苦情等事案整理票の作成と報告

納税者支援調整官は、担当して対応した苦情等について処理の経緯やてん末（いきさつと結果）を、処理の進展の都度、このパンフ15ペー

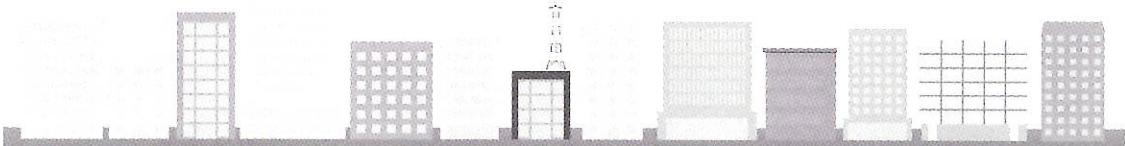
ジの「苦情等事案整理票」により整理することになっています。また、その内容は、国税局総務課長に報告することになっています。

■ その他の納税者支援調整官の役割

①納税者支援調整官は、苦情等の処理に関連し、その苦情等があった税務署の署長に対して、隨時意見をすることができます。

③納税者支援調整官が派遣配置されていない税務署の総務課長は、事務運営指針に定められた納税者支援調整官の果たすべき役割に十分留意して、苦情等の適切な解決に努めています。

②納税者支援調整官は、必要に応じて、苦情の未然防止等のための職員研修を税務署の職員に対して実施することになっています。



どんな苦情申出があり、どう対応したのか

納税者支援調整官が作成した「苦情等事案整理票」は一般に公開されていません。そこで、TCフォーラムは、情報公開法を使って東京国税局や関東信越国税局から「苦情等事案整理票」を入手しました。その中から、典型的な申出の

ケースをいくつか紹介します。

具体的にどんな苦情があり、納税者支援調整官はどのように対応したかがわかると思います。あなたが、納税者支援調整官を使いこなす際の参考にしてください。

苦情の内容と処理のてん末(いきさつ)

苦情類型	類型	形態	事案の概要	処理てん末、再発防止策等
応接態度	苦情	電話	総合受付の非常勤職員及び相談担当職員から不親切かつ自分本位の対応をされて不快であった。署としての改善策を示してもらいたい。	署の一連の対応で不快に感じられた部分に関して謝罪。 今回対応した非常勤職員及び職員に対して注意・指導を行うとともに、職員全体に注意喚起を図り、応接態度の改善に取り組むとの報告を伝えた。
応接態度	苦情	電話	納税証明書の発行が遅すぎるうえ、執務室からは職員の笑い声が聞こえていた。組織として改善すべきだ。	局納税者支援官として千葉東税務署幹部に申出内容を確実に伝え、事実を確認した。その上で、証明書作成時の誤入力及び確認者の見落とし並びに職員の勤務態度について、再発防止に向けた注意喚起を行い、継続して組織改善に取組む旨伝え、おおむね理解を得られた。
応接態度	苦情	電話	調査における手続き不備及び担当者の言動に対する苦情	税理士の申立。関与先の相続税調査事案は事前通知がされておらず無効である。また、接触時の調査担当者の言動は税理士の立場を尊重しない等納得できない。上司である統括官も事前通知について税理士事務所に落ち度があったような主張を繰り返した。支援官からは、「個別案件ですから、担当者とよく話をするように」と話を聞いてもらえないかった。これに対し、謝罪し、日程調整をして11月27日に臨場日時が決まった。

苦情類型	類型	形態	事案の概要	処理てん末、再発防止策等
応接態度	苦情	電話	印紙税の質問をした際、職員から「分からない」、「契約文書をFAXで送れ」と偉そうに言われるなど、不適切な対応をされた。	翌日契約予定の書面に係る印紙税額の質問だったため、書面の送信を依頼するも、丁寧さに欠ける職員の対応が原因で苦情を受けた。支援官が申立人と面談し、改めて謝罪し、おおむね理解が得られた。
応接態度	苦情	電話	徴収職員の高圧的な態度等について	税理士からの申立。関与先法人に徴収担当職員が訪れ、取引先(滞納者)が同社に有する売掛金の差押えをする申し出があった。 徴収職員は終始高圧的な態度で、かなり大きな声で、「今日は差押をする」といい、差押後における影響、効果等について専門用語を並べ立てたが、理解できなかった。 一連の対応を謝罪。職員の改善指導を徹底することを説明し理解が得られた。
その他	苦情	電話	相続税申告書の添付書類(遺産分割協議書)の閲覧を求めたところ、古いものなので今はない。局に相談してほしいと言われた。見られないのであれば理由を説明してほしい。	保存期間(10年)満了のため廃棄済みであることが確認された。来署時の説明が不十分だったことについて謝罪。納税者の意図に即した的確な説明を行うよう、署内での周知を図る。

※なお、納税者支援調整官への申出は、おおむね困りごと相談などの苦情(事実行為)に限られます。更正、決定のような「処分」については、不服申立て（再調査の請求、国税不服審判所へ審査請求）をすることになります。

また、税務調査（事実行為）でハラスメントを受けた場合などには、国家賠償請求の形で、裁判所へ訴えることもできます。

納税者支援調整官は、財務省組織規則で設けられている

憲法は租税法律主義の原則を定めています（30条・84条）。この原則のもと、税金に関する重要な事項についてはすべて法律で定めなければならない、ということになります。ところが、納税者支援調整官の制度は、立法府であ

る国会が定める法律で設けられていないのです。行政府である財務省が定めた財務省組織規則により設けられています。

財務省組織規則では、次のように規定しています。

■ 納税者支援調整官について規定した財務省組織規則

① 466条の2第1項・第2項 (納税者支援調整官)

466条の2 総務部を通じて納税者支援調整官73人以内を置く。

2 紳税者支援調整官は、命を受けて、税務一般に関する納税者からの苦情に関する事務のうち当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を処理する。

② 536条の2第1項・第2項 (納税者支援調整官)

536条の2 沖縄国税事務所に、納税者支援調整官1人を置く。

2 紳税者支援調整官は、命を受けて、第466条の2第2項に規定する事務を処理する。

開かれた納税者支援調整官に向けて

納税者調整支援官の制度は、この規則の制定に伴い国税庁長官が発した事務運営指針「納税者支援調整官の事務運営について」で運営されています。ところが、この事務運営指針も、さらには納税者支援調整官にどんな苦情申出があったのかなども、市民・納税者には一切非公開です。私たちは情報公開法を使って開示を求め見せてもらうしかないのです。これは、「密室税務行政」そのものと言ってよいでしょう。

2011（平成23）年度税制改正法附則106条（納税環境整備に向けた検討）で、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」とうたっています。納税者の権利利益を護るためにには、納税者支援調整官の活動の透明化・刷新が必要です。

納税者サービス・スタンダードをうたった納税者権利憲章をつくり、それを織り込んだ法律に基づいた納税者支援調整官制度の運営・活動実績を公表・国会に報告する仕組みづくりを急がなければなりません。

納税者支援調整官をぜひ使いこなしてください。私たちの力で、もっともっと開かれた納税者目線の納税者支援調整官づくりを進めていきましょう。

納税者権利憲章(案)

- 1** 納税者は、課税庁が行う税務調査や税金の徴収などにおいて公正かつ丁重に扱われる権利を有する。納税者の行った申告は、具体的な反証がない限り、すべて誠実かつ適正なものとして取り扱われる。
- 2** 申告納税のもとにある税金を払うすべての納税者は、自らの計算により納付すべき税額を決定する権利を有する。納税者は、自己の税負担を適正かつ最小にとどめる権利を有する。
- 3** 紳税者は、税法や申告に必要な事項を知る権利を有し、わかりやすい文書で、税法や税務手続きの説明を受ける権利を有する。
- 4** 纳税者は、租税の徴収および滞納処分において生存権が保障されなければならない。
- 5** 纳税者は、税務調査を受ける際に、調査理由などについて、事前に文書で、通知を受ける権利を有する。
- 6** 纳税者は、自己のプライバシーを侵害されない権利を有する。
- 7** 纳税者は、自らの選択により、税務調査など課税庁との対応において税の専門家の支援を受ける権利とともに第三者の立会い・支援を受ける権利を有する。
- 8** 纳税者は、違法あるいは不当な調査や税務職員のハラスメントなどにより権利または利益の侵害を受けることが憂慮される場合には、オンブズパーソンなど課税庁から独立した第三者機関に、適正で迅速な救済を求める権利を有する。

2020年5月一部改訂

TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)とは

TCフォーラムのTはTaxpayer(納税者)のTを、CはCharter(憲章)を意味します。

1970年代後半以降、1975年のフランスにおける「税務調査に関する憲章」制定に始まり、ドイツ（旧西ドイツ）、アメリカ、イギリス、カナダ、ニュージーランド、インド、ウガンダなどで、納税者権利憲章（納税者憲章、納税者権利章典、納税者の権利宣言など、名称は国により異なります。）の制定や納税者権利保護法制の整備が進みました。このようなグローバルな流れの中で、わが国でも納税者権利憲章案がさまざまな団体から出され、制定を望む声が高まっています。TCフォーラムは、1993年4月が結成されて以来、20数年にわたり納税者権利憲章の制定に向けて活動をしています。

国税局及び税務署の担当税務署及び住所、電話番号

No.1

	所在地	電話番号	担当税務署
札幌国税局	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目	011-231-5011	北海道内の全税務署
仙台国税局	〒980-8430 仙台市青葉区本町3-3-1	023-263-111	宮城県内署
・青森税務署	〒030-0861 青森市長島1-3-5	017-776-4241	青森県内の全税務署
・盛岡税務署	〒020-8677 盛岡市本町通3-8-37	019-622-6141	岩手県内の全税務署
・秋田南税務署	〒010-8622 秋田市中通5-5-2	018-832-4121	秋田県内の全税務署
・山形税務署	〒990-8606 山形市大手町1-23	023-622-1611	山形県内の全税務署
・福島税務署	〒960-8620 福島市森合町16-6	024-534-3121	福島県内の全税務署
関東信越国税局	〒330-9719 さいたま市中央区新都心1-1	048-600-3111	埼玉県内署
・水戸税務署	〒310-8666 水戸市北見町1-17	029-231-4211	茨城県内の全税務署
・宇都宮税務署	〒320-8655 宇都宮市昭和2-1-7	028-224-4371	栃木県内の全税務署
・前橋税務署	〒371-8686 前橋市大手町2-3-1	027-224-4371	群馬県内の全税務署
・新潟税務署	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191	025-229-2151	新潟県内の全税務署
・長野税務署	〒380-8512 長野市西後町608の2	026-234-0111	長野県内の全税務署
東京国税局	〒104-8449 中央区築地5-3-1	03-3542-2111	
・千葉東税務署	〒260-8577 千葉市中央区祐光1-1-1	043-225-6811	千葉東、千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原、東金
・松戸税務署	〒271-8533 松戸市小根本53の3	047-363-1171	松戸、銚子、市川、船橋、佐原、成田、柏
・麹町税務署	〒102-8311 千代田区九段南1-1-15	03-3221-6011	麹町、神田、日本橋、京橋、小石川、本郷、豊島、板橋
・芝税務署	〒108-8401 港区芝5-8-1	03-3455-0551	芝、麻布、品川、荏原、大森、雪谷、蒲田、江戸川北、江戸川橋
・新宿税務署	〒169-8561 新宿区北新宿1-19-3	03-6757-7776	新宿、四谷、中野、杉並、荻窪、練馬東、練馬西
・東京上野税務署	〒110-8607 台東区池之端1-2-22	03-3821-9001	東京上野、浅草、本所、向島、王子、荒川、足立、西新井、葛飾
・渋谷税務署	〒150-8333 渋谷区宇田川町1-10	03-3463-9181	渋谷、江東西、江東東、目黒、世田谷、北沢、玉川
・立川税務署	〒190-8565 立川市緑町4の2	042-523-1181	立川、八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山、甲府、山梨、大月、駿河

国税局及び税務署の担当税務署及び住所、電話番号

No.2

	所在地	電話番号	担当税務署
・横浜中税務署	〒231-8550 横浜市中区山下町37-9	045-651-1321	横浜中、鶴見、保土ヶ谷、横浜南、神奈川、戸塚、緑、横須賀
・藤沢税務署	〒251-8566 藤沢市朝日町1の11	0466-22-2141	藤沢、川崎南、川崎北、川崎西、平塚、鎌倉、小田原、相模原、厚木、大和
金沢国税局	〒920-8586 金沢市広坂2-2-60	076-231-2131	石川県内の全税務署
・富山税務署	〒930-8530 富山市丸の内1-5-13	076-432-4191	富山県内の全税務署
・福井税務署	〒910-8566 福井市春山1-1-54	0776-23-2690	福井県内の全税務署
名古屋国税局	〒460-8520 名古屋市中区三の丸3-3-2	052-951-3511	
・岐阜北税務署	〒251-8566 岐阜市千石町1-4	058-262-6131	岐阜県内の全税務署
・静岡税務署	〒420-8606 静岡市葵区追手町10-88	054-252-8111	静岡、清水、沼津、熱海、三島、富士、下田
・浜松西税務署	〒430-8585 浜松市中区中央1-12-4	053-555-7111	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川、藤枝
・熱田税務署	〒456-8711 名古屋市熱田区花表町7-17	052-881-1541	千種、名古屋東、名古屋中村、名古屋中、昭和、熱田、中川
・豊橋税務署	〒440-8504 豊橋市大国町111	0532-52-6201	豊橋、岡崎、半田、刈谷、豊田、西尾、新城
・小牧税務署	〒485-8651 小牧市中央1-424	0568-72-2111	名古屋北、名古屋西、一宮、尾張瀬戸、津島、小牧
・津税務署	〒514-8545 津市桜橋2-99	059-228-3131	三重県内の全税務署
大阪国税局	〒540-8541 大阪市中央区大手前1-5-63	06-6941-5331	
・大津税務署	〒520-8510 大津市京町3-1-1	077-524-1111	滋賀県内の全税務署
・下京税務署	〒600-8181 京都市下京区間之町五条下ル大津町8	075-351-9161	京都府内の全税務署
・堺税務署	〒590-8550 堺市堺区南瓦町2-20	072-238-5551	堺、岸和田、泉大津、泉佐野、富田林、和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅
・豊能税務署	〒563-8688 池田市城南2-1-8	072-751-2441	大阪福島、西、港、西淀川、東淀川、北、大淀、豊能、吹田、茨木
・枚方税務署	〒573-8654 枚方市大垣内町2-9-9	072-844-9521	天王寺、浪速、旭、城東、阿倍野、東、南、枚方、門真

国税局及び税務署の担当税務署及び住所、電話番号

No.3

	所在地	電話番号	担当税務署
・東大阪税務署	〒577-8666 東大阪市永和2-3-8	06-6724-0001	東成、生野、住吉、東住吉、西成、八尾、東大阪、奈良、葛城、桜井、吉野
・姫路税務署	〒670-8543 姫路市北条1-250	079-282-1135	姫路、明石、洲本、相生、豊岡、加古川、龍野、西脇、社、和田山、三木
・西宮税務署	〒662-8585 西宮市江上町3-35	0798-34-3930	灘、兵庫、長田、須磨、神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、柏原
広島国税局	〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9211	広島東、広島南、広島西、広島北、吳、廿日市、海田、吉田
・松江税務署	〒690-8505 松江市向島町134-10	0852-21-7711	鳥取、米子、倉吉、松江、浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷
・岡山東税務署	〒700-8655 岡山市北区天神町3-23	086-225-3141	岡山県内の全税務署
・福山税務署	〒720-8652 福山市三吉町4-4-8	084-922-1350	竹原、三原、尾道、福山、府中、三次、庄原、西条
・下関税務署	〒750-0025 下関市竹崎町4-6-1	083-222-3441	山口県内の全税務署
高松国税局	〒760-0018 高松市天神前2-10	087-831-3111	徳島、鳴門、阿南、川島、脇町、池田、高松、丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄
・松山税務署	〒790-0808 松山市若草町4-3	089-941-9121	愛媛県内の全税務署
・高知税務署	〒780-0061 高知市栄田町2-2-10	088-822-1123	高知県内の全税務署
福岡国税局	〒812-8547 福岡市博多区東2-11-1	092-411-0031	福岡県、佐賀県長崎県内の全税務署
熊本国税局	〒860-8603 熊本市西区春日2-10-1	096-354-6171	熊本県内の全税務署、宮崎、都城、小林
・大分税務署	〒870-8616 大分市中島西1-1-32	097-532-4171	大分県内の全税務署、延岡、高鍋
・鹿児島税務署	〒890-8691 鹿児島市荒田1-24-4	099-255-8111	鹿児島県内の全税務署、日南
沖縄国税事務所	〒900-8554 那覇市旭町9	098-867-3101	沖縄県内の全税務署

苦情等事案整理票

						整理番号:			
受付日	年月日()	時間	: ~ :	類型	苦情・見込・その他				
申出人 住所				形態	電話・メール・投書・面接・()				
氏名		Tel		メールアドレス	@				
事案の概要				受理者	氏名				
				部・署		課・部門			
苦情等の内容								担当係長(統括官等)	
回付	/	担当部門		参考回付先	
受理報告	総務部長(副署長)		/	総務課長		/			
事実確認等	日時	確認内容							
		支援官連絡	無・有:	/	連絡先	支援官			
処理てん末	日時	処理(回答)内容							
		処理責任者		処理完結日	/	処理日数	日		
再発防止策等									
処理報告	局長(署長)	/	総務部長(副署長)	/	総務課長	/			
総務課回付		支援官回付		監督評価官室連絡	否・要: /	税務相談室回付	否・要:	/	

※税務相談室整理欄

苦情類型	事務処理誤り等・誤指導・誤発送・応接態度・所在不明・その他()			関与形態	支援官対応・助言等	
------	----------------------------------	--	--	------	-----------	--



納稅者權利憲章をつくる会/TCフォーラム®

Forum for a Taxpayers' Charter of Rights

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-13-2
TEL03-3980-9215 FAX03-3980-9218
ホームページ <http://tc-forum.net/>